

## 発議第3号

# 集団的自衛権行使容認を 見直す意見書を否決！

本会議第5日目の9月12日、発議第3号「集団的自衛権行使容認を見直す意見書」の提出について、議員3名の連名で提案されました。『現政権は憲法改正を行うことなく、解釈の変更で集団的自衛権の行使容認をする閣議決定をしたことに対し、更なる議論を尽くすこと』が提案理由で、内閣総理大臣及び両院議長宛て意見書を提出するものです。

この提案に対し議員1名が反対討論、2名が賛成討論を行いその後採決の結果、賛成少数で否決（個々の採決結果は7ページ参照）されました。

なお、議員3名の討論要旨については次のとおりです。

## 反対討論

鈴木 眞徳 議員

わが国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。憲法9条の解釈を変更し、個別的自衛権よりも集団的自衛権を行使できるようにすることを、目指すべきだと考えます。

皆様ご承知のとおり、私は、自衛隊員と常にお

会している関係から、

自分の命は自分で守りたいと思っております。現在、わが国と中国や北朝鮮との関係は良好でないことから、この集団的自衛権の行使は必要と考えます。

このように大変厳しい安全保障情勢の中で、集団的自衛権は、国民が安心して生活できるように、その必要性について強く訴えているものとして、確信しているところで

## 賛成討論

寺嶋 正 議員

日本国憲法は、平和主義

す。

議員各位におかれましては、ただいま提案されました「集団的自衛権行使容認を見直す意見書」の提出について、阻止されることをお願いし、私の反対討論とします。

義を基本原理として、9条では「戦争の放棄」・「戦力の不保持」・「交戦権の否認」の三つの徹底された規範的要素から構成され、戦争を否定しております。

歴代政府は、これまで憲法9条を守ってきたがために、日本国民は武力を持つて他国に侵入することなく、他国民を傷つけず一人の戦死者を出すことなく、戦後70年近くを過ごすことができた

考えます。

しかし、現政権が推し進めようとしている集団的自衛権は、日本が武力攻撃を受けていなくても、他国のために武力行使するということです。

集団的自衛権行使を容認すると、自衛隊は海外で戦争する軍隊になると思われます。国民の多数が9条改定に反対していることから、首相は閣議決定で9条の解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認する考えは権力の暴走で、到底許されることではありません。

北東アジアなどで国際情勢の変化が見られますが、日本にとって何よりも大切なことは、憲法9条の精神に基づく外交戦略を確立することではないでしょうか。以上のことから、憲法解釈による集団的自衛権行使容認を見直すよう、更なる議論を尽くされることを強く要望して、賛成討論とします。

## 賛成討論

石内 浩 議員

集団的自衛権行使を「閣議決定」に委ねることに対し、その見直しを求める意見書に、賛成の立場で討論を行います。

私は、自衛権そのものを全面否定しておりませんが、今回の閣議決定は有事の際に、一部のトップ（閣議）によって集団的自衛権の行使を決定してしまつことは、「なし崩し」的な行使につながる、先の大戦と同じ危険を覚えます。

今、日本の外交が厳しさを増す中で、そのタイミングが余りにも悪すぎます。集団的自衛権の行使に関する十分な議論を尽くして、国民の意思が十分反映される内容とすべきです。以上、私の賛成討論とします。